

議案第 30 号

北本市公共下水道使用料条例の一部改正について

北本市公共下水道使用料条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

北本市公共下水道使用料条例（昭和 55 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

| 使用料算定基準（1 月につき） | | | |
|-----------------|-------|--------------------------|-----------------|
| 基本料金 | | 超過料金 | |
| 汚水排除量 | 金額 | 汚水排除量 | 金額（1 立方メートルにつき） |
| 8 立方メートルまで | 600 円 | 8 立方メートルを超え 20 立方メートルまで | 100 円 |
| | | 20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで | 105 円 |
| | | 30 立方メートルを超え 40 立方メートルまで | 110 円 |

| | | |
|--|-------------------------|------|
| | 40立方メートルを超え50立方メートルまで | 115円 |
| | 50立方メートルを超え100立方メートルまで | 125円 |
| | 100立方メートルを超え500立方メートルまで | 135円 |
| | 500立方メートルを超えるもの | 145円 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。